

## 工事完了届について

糸島市開発行為等に関する指導規程の手続きにおいて造成工事や建築工事が完了した際には、完了検査を受けようとする少なくとも1週間前には工事完了届（8部）を都市計画課へご提出ください。下記の添付書類を再度ご確認の上、工事完了届のご提出をお願いいたします。各種様式については、糸島市公式ホームページにてダウンロード可能です。

### 添付書類

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ① 工事工程写真（1部）   | ⑤ 事業実績概要書       |
| ② 着手前・竣工写真（1部） | ⑥ 完成図（給排水関係も明示） |
| ③ 位置図          | ⑦ 帰属関係書類        |
| ④ 公図（字図）       | ⑧ その他           |

### ※注意事項

#### 工事工程写真について

完了検査では、糸島市開発行為等に関する指導規程の技術基準に適合しているか否かを確認します。工事完了届に添付する写真については、次のことに注意して下さい。

- ・ 構造物の構造図で示した寸法を撮影すること。
- ・ 特に工事により寸法が解らなくなる部分については注意すること。
- ・ 写真は工程に沿って整理すること。
- ・ 構造物については構造物全体の構造が解るように撮影すること。
- ・ 着手前と竣工写真は、同一箇所及び方向から撮影すること。

※検査時に目視で確認ができないようなもの（例：擁壁の基礎、控え壁、盛土する際の転圧状況等）については、必ず施工時に写真を撮影し、工事工程写真としてご提出ください。また、各工程を整理し、寸法等を余白に明記してください。

#### 上下水道の検査について

水道及び下水道に関する工事がある場合、竣工届を水道課及び下水道課に提出されていない場合は、検査を行うことができません。再度ご確認の上、工事完了届をご提出ください。